

生活再建住宅支援事業について

町は、東日本大震災により被災した町内の住宅や宅地の復興支援事業について4月9日より申請を受付いたします。

1 被災住宅債務利子補給

区分	利子補給の対象	補給の割合	受付期限
新築 (融資限度額 1,460 万円)	住宅が被災し、住宅の建設又は購入のために民間金融機関などから融資を受けた場合の利子(金利 2%以内)	当初 5 年間の利子	平成 28 年度
補修 (融資限度額 640 万円)	住宅が被災し、住宅の増改築又は改修のために住宅金融支援機構や民間金融機関などから融資を受けた場合の利子(金利 1%以内)	当初 5 年間の利子	平成 25 年度
既往住宅債務	被災住宅の債務があり、新たに新築または補修のために住宅金融支援機構や民間金融機関などから融資を受けた場合、被災住宅に係る債務の利子	5 年間の利子を一括補助	平成 28 年度

2 被災住宅補修等補助

区分	補助の対象	補助の割合	受付期限
住宅補修	生活再建支援制度や応急修理制度の適用を受けない一部損壊及び半壊の被災住宅補修工事 ※ 10 万円以上の工事	1/2 (限度額 30 万円)	平成 25 年度
耐震改修	耐震基準に満たない住宅を、耐震基準に適合させるための改修工事	1/2 (限度額 60 万円)	平成 25 年度
バリアフリー改修	床の段差解消や、手すりの設置などの改修工事	1/2 (限度額 60 万円)	平成 25 年度
県産材使用改修	県産材を積極的に使用する住宅改修工事	1/2 (限度額 20 万円)	平成 25 年度

3 被災宅地復旧補助

区分	補助の対象	補助の割合	受付期限
被災宅地復旧	のり面の保護工事、排水施設設置工事、地盤補強及び整地工事、擁壁の設置及び補強工事など ※ 20 万円以上の工事	1/2 (限度額 200 万円)	平成 25 年度

平成 23 年 3 月 11 日以降に融資を受けたり補修工事などを行った場合に、利子補給や補助の対象となります。

☎ 大槌町復興局被災者支援室 Tel 42-8718

大槌町災害義援金について

浸水区域内において居住していた住宅が一部損壊した世帯に対して支給する大槌町災害義援金の申請受付を次のとおり開始します。

<住家損壊等見舞金(浸水区域内の一部損壊)>

■申請期間(集中受付期間) 4月9日～4月30日(土日祝日は除く)

■申請受付場所 大槌町復興局被災者支援室内

■必要書類 申請書、罹災証明書、住民票謄本、通帳の写し

※申請書の様式は申請場または大槌町ホームページに掲載してあります。

■その他 ①全壊や半壊(大規模半壊)の住宅は対象外となります。②配分基準は1世帯あたり5万円となります。③申請人数の状況等により整理券を配布する場合があります。ご理解とご協力をお願いいたします。

☎ 大槌町復興局被災者支援室 Tel 42-8718

■日時 4月30日(月)
9:30～13:30
(9:00 受付開始)

■場所 大槌町浄化センター敷地内

■主催 横浜ゴム株式会社

■共催 大槌町

■協賛 (株)竹中土木

■スケジュール
9:00 受付開始 / 9:30 開会 / 10:50 写真撮影 / 11:00 植樹 / 12:00 昼食・ふれあいイベント(プラスバンド演奏・抽選会など) / 13:30 閉会
※タオルや手袋、軍手は配布します。昼食はお弁当を用意しています。
※屋外の作業が中心ですので当日は汚れても良い服装でお越し下さい。

☎ 大槌町生涯学習課 Tel 42-2300



横浜ゴム株式会社では、大槌町が復興計画のコンセプトとして掲げた「海の見えるついで散歩したくなるこだわりのある『美しいまち』」の一環として取り組む「いのちを守る森の防潮堤」づくりに賛同し、その第一歩としてのモデルケースとなる森づくりの植樹会を開催します。

「いのちを守る森の防潮堤」は、今回植樹の指導を賜る宮脇昭横浜国立大学名誉教授が提唱しているものであり、その土地本来の常緑広葉樹を植樹することにより、成長した木々が森となり、津波や高潮の被害を軽減することができます。また、木々の緑は美しい景観を創出し、人々に憩いを与えます。大槌町はこれから復興に向けての活動を更に進めていきますが、これとあわせ横浜ゴム株式会社では、今回の津波災害の教訓を生かし将来の大槌町の津波対策として、この取り組みを行います。当日は横浜ゴム従業員から募ったボランティアを中心とした植樹指導と植樹が行われます。皆さんの参加をお待ちしています。

横浜ゴム「千年の杜づくり」植樹会を開催します

津波災害に強いまち・美しいまちを目指して

都市計画案の縦覧について

復興局復興推進室からのお知らせ

当町では、今回の東日本大震災津波の災害を受けた市街地について、緊急かつ健全な復興を目的とし、迅速に良好な市街地の形成と都市機能の更新を図るため、「被災市街地復興推進地域」の指定に向けた都市計画案を縦覧します。

今回、被災市街地復興推進地域を指定する地域は、都市再生区画整理事業の事業予定地、防災集団移転促進事業における移転促進区域の予定地の一部と、住宅団地を造成する予定地の一部、災害公営住宅の建設予定地の一部、それから、都市施設として都市計画決定を予定している地域です。被災市街地復興推進地域として指定された地域は、土地の形質の変更または建築物の新築、改築もしくは増築をしようとする場合、県知事の許可を受ける必要があります。

■縦覧場所 復興局 復興推進室 (町役場仮設庁舎 上町1-3)

■縦覧期間 4月13日(金)～4月26日(木)

※土、日曜日を除く8時30分～17時15分

■縦覧内容

1. 町方地区被災市街地復興推進地域
2. 沢山地区被災市街地復興推進地域
3. 安渡地区被災市街地復興推進地域
4. 赤浜地区被災市街地復興推進地域
5. 吉里吉里地区被災市街地復興推進地域

※縦覧されている都市計画案に対し意見のある人は、縦覧期日満了の日までに町長に対し意見書を提出できます。

☎ 大槌町復興局復興推進室 Tel 42-8714